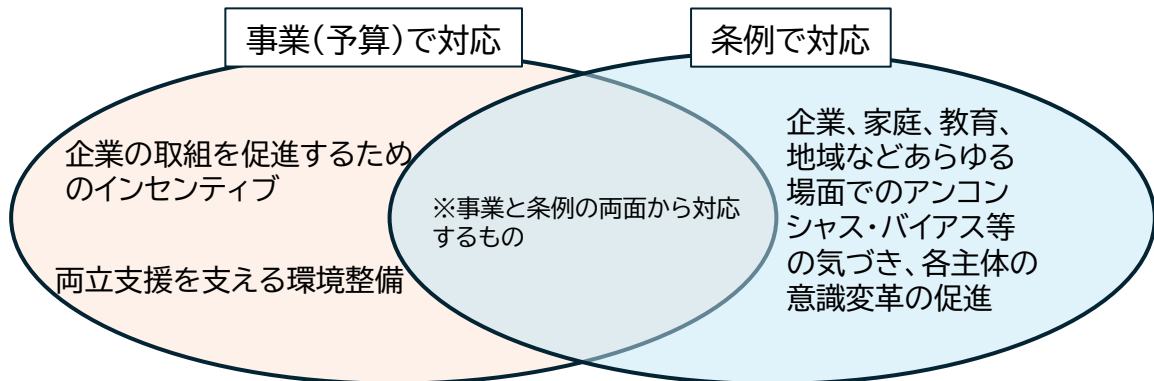


ジェンダーギャップ解消基本戦略における行政の出口戦略

1 出口戦略の基本的な考え方



2 基本戦略に記載の3つの戦略と対応方針との分類

条例のイメージ ※東京都「女性の活躍に関する条例(仮称)の基本的な考え方」より

【都の責務】

・都は、事業者、経済団体及び都民に対し、女性が活躍できる環境整備に関する啓発、相談等、必要な施策を行うとともに、国や区市町村と相互に連携と協力を図るよう努める。等

【事業者の責務】

・事業者は、女性が個性や能力を發揮して活躍できるように、性別に偏らない組織づくりを推進等に主体的に取り組むとともに、都が実施する施策に協力するよう努める。等

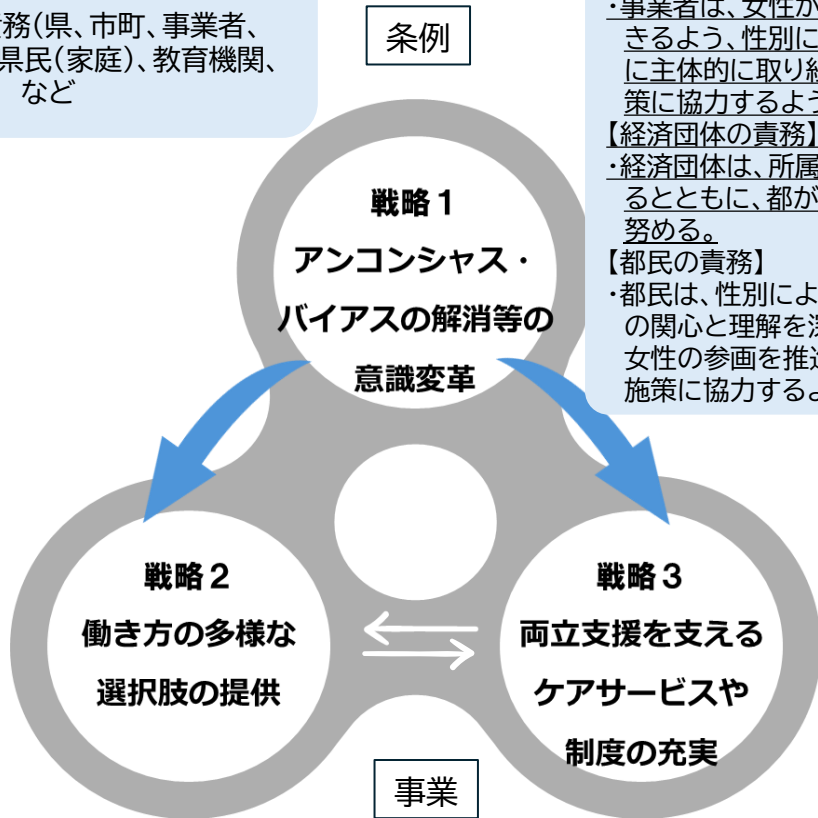
【経済団体の責務】

・経済団体は、所属する事業者等の取組を促進するとともに、都が実施する施策に協力するよう努める。

【都民の責務】

・都民は、性別による無意識の思い込みについての関心と理解を深め、雇用・就業分野における女性の参画を推進するとともに、都が実施する施策に協力するよう努める。

- ・目的
- ・基本理念
- ・各主体の責務(県、市町、事業者、経済団体、県民(家庭)、教育機関、地域等) など



- ・「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度や「三重県働き方改革推進奨励金」による多様な働き方改革の推進
- ・男女間の就労実態に係る調査
- ・コーディネーターを活用した企業展や職場訪問の実施 など

- ・みえ子ども・子育て応援総合補助金に「仕事と子育ての両立支援枠」を設置
- ・大学生を対象とした、ライフデザインについて考えるワークショップの実施
- ・中高生向け保育の魅力発信等による保育士確保 など